

諮問番号：令和元年度諮問第22号

答申番号：令和元年度答申第21号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁は、原処分（生活保護変更申請却下処分）の理由として生活保護法（以下「法」という。）第52条を適用しているが、同条の規定は医療機関、介護機関及び助産機関について法的拘束力を有するものであり、被保護者による医療扶助の申請を法的に直接拘束する規定ではないため、原処分の判断理由に合理性はなく違法であるから、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 医療扶助は、指定医療機関を通じて国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例（以下「国保の診療報酬等の例」という。）により行われるものであるところ、診療カード料は、診療報酬の対象になっていないことから、請求人の主張は失当である。
- (2) 診療カード料は、医療扶助の支給要件に該当せず、また、臨時的最低生活費（一時扶助費）にも支給規定がないため、請求人による医療扶助の申請（以下「本件申請」という。）を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び法の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 医療扶助の診療方針及び診療報酬は、国保の診療報酬等の例によるとされているところ、診療カード料は、国民健康保険の診療報酬の対象とされておらず、療養の給付と直接関係ないサービス等である。さらに、法第52条第2項に基づき国保の診療報酬等の例によることができないとき等の診療方針及び診療報酬を定めた告示にも該当しない。また、臨時的最低生活費（一時扶助費）が認められる特別の需要にも該当しない。よって、本件申請が医療扶助の支給要件に該当しないとした原処分に係る処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

また、医療扶助における医療の給付は、指定医療機関に委託して行うものとされており、指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国保の診療報酬等の例によるとされていることから、医療扶助が国保の診療報酬等の例により行われることは明らかであり、法第52条は医療機関、介護機関及び助産機関について法的拘束力を有するもので、被保護者の医療扶助の申請を法的に直接拘束する規定ではない旨の請求人の主張には理由がない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月3日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法による保護（以下「保護」という。）の医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるものであり（法第15条）、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術は、その対象とされている。そして、医療扶助のための医療は、厚生労働大臣又は都道府県知事の指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）が担当し（法第49条）、指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国保の診療報酬等の例によることとされ（法第52条第1項）、これによることのできないとき等は、厚生労働大臣の定めるところによることとされている（同条第2項）。

そして、社会保険医療における診療報酬は、厚生労働大臣が定める告示である「診療報酬の算定方法」に基づき計算される。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているところ、かかる基準によれば、特別の需要のある者については、一定の要件の下で臨時的最低生活費（一時扶助費）が認定されるが、当該特別の需要は、入退院等による臨時的な特別需要等に限定されている。

そこで本件についてみると、本件申請に係る診療カード料は、「診療報酬の算定方法」に規定されていないため、国民健康保険の診療報酬の対象とはならず、また、法第52条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の告示においても診療カード料についての定めはないことから、診療カード料は、国保の診療報酬等の例によることとされる医療扶助の診療方針及び診療報酬の対象とならないことは明らかである。

また、特別の需要のある者について認定される臨時的最低生活費（一時扶助

費)についても、当該特別の需要の範囲は、入退院等による臨時的な特別需要や、日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要等に限定され、診療カード料は対象とされていないことから、本件において臨時的最低生活費(一時扶助費)を認定することはできない。

よって、本件申請が医療扶助の支給要件に該当しないとした原処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

なお、請求人は、法第52条は、医療機関、介護機関及び助産機関について法的拘束力を有するものであり、被保護者による医療扶助の申請を法的に直接拘束する規定ではないことから、同条を根拠とした原処分は違法又は不当である旨主張する。

しかしながら、法第49条により医療扶助の医療を担当する指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、法第52条第1項によって国保の診療報酬等の例によることとされていることにより、国保の診療報酬の対象とならない診療カード料は医療扶助の対象とならないのであるから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子